

# 第14期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

## 【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容

主要な営業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

その他会社の状況に関する重要な事項

## 【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

## 【計算書類】

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

## 【監査報告書】

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

note株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたい事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 企業集団の現況に関する事項

### ■ 主要な事業内容（2025年11月30日現在）

事業	事業内容
メディアプラットフォーム事業	・デジタルコンテンツプラットフォーム「note」の運営 ・法人向け情報発信SaaS「note pro」の運営 ・「note」上での企業協賛型コンテストの実施
IP・コンテンツクリエーション事業	・クリエイターの企画や作品のエージェント、コンテンツ制作・販売、外部企業からの企画・コンテンツ制作受託

### ■ 主要な営業所（2025年11月30日現在）

#### ① 当社

本社	東京都千代田区
----	---------

#### ② 子会社

note AI creative(株)	東京都千代田区
Tales & Co.(株)	東京都千代田区

### ■ 従業員の状況（2025年11月30日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
158名	7名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含んでおりません。

#### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
154名	6名増	36.1歳	3.8年

(注) 従業員数は就業員数（子会社等への出向者は除く）であり、臨時雇用者数（アルバイト、人材会社からの派遣社員を含む。）は、含んでおりません。

■ 主要な借入先の状況（2025年11月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社あおぞら銀行	682,500千円

会社の株式に関する事項（2025年11月30日現在）

- 発行可能株式総数 54,591,600株
- 発行済株式数 16,748,700株（自己株式123株を含む。）
- 株主数 13,961名
- 大株主（上位10位）

株主名	持株数（株）	持株比率
加藤貞顕	5,637,000	33.66%
Google International LLC	984,200	5.88%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	970,000	5.79%
株式会社日本経済新聞社	661,000	3.95%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	353,700	2.11%
株式会社マイナビ	297,300	1.78%
株式会社イード	277,700	1.66%
株式会社テレビ東京ホールディングス	273,400	1.63%
楽天証券株式会社共有口	234,900	1.40%
JP JPMSE LUX RE UBSAG LONDON BRANCH EQCO	221,100	1.32%

（注）持株比率は、自己株式（123株）を発行済株式の総数から控除して算出しております。

- その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項（2025年11月30日時点）

- 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	第5回 新株予約権 (2017年10月6日)	第10回 新株予約権 (2021年4月9日)	第16回 新株予約権 (2025年1月14日)
新株予約権の数	600個	1,000個	367個
保有者数 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1名	2名	2名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 60,000株	普通株式 100,000株	普通株式 36,700株
新株予約権1個あたりの発行価額	無償	無償	無償
新株予約権1個あたりの行使価額	18,000円 (1株あたり180円)	55,200円 (1株あたり552円)	100円 (1株あたり1円)
新株予約権の行使期間	2019年10月7日から 2027年10月6日まで	2023年4月11日から 2031年4月10日まで	2025年5月31日から 2030年5月30日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2 (①を除く)

- (注) 1. 当社は、2021年7月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割、2022年9月6日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っており、「第5回新株予約権」及び「第10回新株予約権」の「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権1個あたりの行使価額」を調整しております。
2. 新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。
- ①当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの期間は、新株予約権を行使することができない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員若しくは社外協力者の地位にあることを要する。
  - ③本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - ④当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
  - ⑤その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

- 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

### ■ 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### ■ 報酬等の額

当事業年度にかかる会計監査人の報酬の額	30,300千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### ■ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ■ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。又、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ■ 取締役会における決議の内容の概要

当社におきましては、事業活動における適正な内部統制を構築することを目的とし、2020年3月13日開催の定時取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の制定の決議をしております。経営トップからの経営の基本方針の発信や、コンプライアンス委員会を基軸とした社員教育の強化、コーポレート・ガバナンスにおける健全な企業風土の強化に努めることとしており、主な内容については以下の通りです。

#### ①取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業経営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
- ロ. 取締役会規程に基づき取締役会を定期的で開催し、経営の基本方針等を審議決議するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- ハ. 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程その他の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- ニ. 監査等委員会は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、取締役会に対して改善策の策定を求めるものとする。
- ホ. 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、内部通報制度を整備する。また、当該制度に基づき報告した者が不利益な取扱いを受けないことを明文化し、適正に対応する。
- ヘ. コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- ト. 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

#### ②取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。

### ③損失の危険管理に関する規程その他の体制

- イ. 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、リスク管理体制を構築、運用する。
- ロ. リスク管理委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備、見直しを行う。
- ハ. 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行う。
- ロ. 取締役会に付議される事項については、業務執行取締役、執行役員その他当社が必要と認めた者が参加する経営チームにおいて事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
- ハ. 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
- ニ. 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

### ⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員以外の取締役は監査等委員会と補助すべき従業員の人数、資格等を協議のうえ、従業員を監査等委員会の補助にあたらせる。
- ロ. 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとする。また、当該従業員の、監査等委員会の職務の補助における指揮命令権は監査等委員会が有するものとし、当該従業員の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するものとする。

⑥当社の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員への報告をするための体制
  - a. 監査等委員である取締役を除く取締役及び従業員は、当社に重大な法令違反、定款違反、コンプライアンス上の問題や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要な事項があるときは、速やかに監査等委員へ報告する
- ロ. 当社の子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制を整備する。

⑦上記6号の当社の監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取扱いをうけないことを確保する体制

- イ. 上記6号の報告をした取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑧監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員である各取締役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも取締役及び従業員に報告を求めることができる。監査等委員である各取締役から報告を求められた取締役及び従業員は、速やかに報告を行わなければならない。
- ロ. 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
- ハ. 監査等委員会は、取締役、執行役員及び重要な従業員からヒアリングを実施し、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行う。
- ニ. 監査等委員である各取締役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である各取締役の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑨財務報告の基本方針

- イ. 財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
- ロ. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- ハ. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

⑩当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備する。
- ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。
- ハ. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ニ. 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。

## ■ 運用状況の概要

当事業年度における内部統制システムの運用状況は以下の通りです。

### ①取締役の職務執行について

取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定など、経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析・評価とともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しております。

### ②監査等委員会の職務執行について

監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、各監査等委員が重要な社内会議に出席することなどにより、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査等を実施しております。

### ③当社における業務の適正の確保について

社内規程に基づき、稟議申請システム等による管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握するなど業務の適正性を確保しております。また、内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、内部監査の結果を代表取締役CEO、取締役会及び監査等委員に報告を行いました。

### ④コンプライアンス・リスク管理について

イ. リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理について協議を行い、具体的な対応を検討しております。

ロ. 社内の通報体制の窓口を整備し、全ての取締役及び使用人に対し周知を図るとともに、通報される事案に対応することとしております。

ハ. プライバシーマーク認定基準に則り個人情報を取り扱っております。

ニ. 取引先について反社会的勢力であるかどうかの確認をし、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むなど反社会的勢力との取引排除に向けた取り組みを実施しております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社グループでは、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、現在成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図りながら、事業規模の拡大や収益力の強化に向けた投資を優先的に行うことが、企業価値の最大化と株主への継続的な利益還元につながると考えております。そのため、現時点では配当を行っておりませんが、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、将来的には内部留保とのバランスや各事業年度の財政状態及び経営成績等を勘案しつつ、配当の実施を検討してまいりの方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその時期については未定です。内部留保金は、さらなる事業強化に向けた投資のための資金として有効に活用してまいります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定は株主総会を通じて行います。また、当社の定款には取締役会決議による中間配当が可能である旨が定められております。

## その他会社の状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 連結株主資本等変動計算書

自 2024年12月1日  
至 2025年11月30日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,964	1,987,652	△315,903	△69	1,702,643
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	249,986	249,986			499,973
新株の発行（新株予約権の行使）	75,774	75,774			151,549
減資	△271,851	271,851			－
欠損填補		△307,058	307,058		－
親会社株主に 帰属する当期純利益			440,642		440,642
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	53,909	290,554	747,701	－	1,092,165
当期末残高	84,874	2,278,207	431,797	△69	2,794,809

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益累計額		
当期首残高	－	－	19,520	1,722,164
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				499,973
新株の発行（新株予約権の行使）				151,549
減資				－
欠損填補				－
親会社株主に 帰属する当期純利益				440,642
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	26,836	26,836	37,482	64,319
連結会計年度中の変動額合計	26,836	26,836	37,482	1,156,485
当期末残高	26,836	26,836	57,002	2,878,649

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

note AI creative株式会社、Tales & Co.株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等  
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を、一部の連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具、器具及び備品 4年

③ 重要な繰延資産の会計処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と

して処理しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

(メディアプラットフォーム事業)

##### ①note

noteの当社グループの主な履行義務は、クリエイターに対し、「note」を通じてサービス利用者へデジタルコンテンツを販売できるプラットフォームサービスを提供することです。クリエイターが「note」に投稿した有料コンテンツをサービス利用者が購読・利用した場合、当該コンテンツ代金から一定の料率に基づくサービス利用料を収受しております。

メンバーシップや定期購読マガジン等のサブスクリプション型のサービスにおいては、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。それ以外の有料コンテンツについては、コンテンツが購入されたときに履行義務が充足されるため、当該タイミングで収益を認識しております。

##### ②note pro

note proの当社グループの主な履行義務は、契約期間を通じて法人向け情報発信メディアSaaSの「note pro」サービスを提供することです。サブスクリプション型のサービスであり、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

##### ③法人向けサービス

法人向けサービスでは、主にコンテストとイベント運営を行っております。

コンテストの当社グループの主な履行義務は顧客から依頼を受け、「note」上におけるコンテストを企画・開催することです。コンテストは、コンテストが終了し契約に定められた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、顧客への実施結果報告などが完了した時点で収益を認識しております。

イベントの当社グループの主な履行義務は顧客へのイベントスペースの提供や、顧客から依頼を受けクリエイターとの共催イベントを企画・開催することです。イベントは、イベント実施をもって履行義務が充足されるため、実施完了をもって収益を認識しております。

(IP・コンテンツクリエイション事業)

当社グループの主な履行義務は、クリエイターとともにコンテンツを制作し、メディア企業等の顧客へ納品をすることです。当該事業は、顧客への納品が完了し、納品物が検収された時点で履行義務が充足されるため、顧客の検収が完了した時点で収益を認識しております。

なお、いずれの取引も対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」(前連結会計年度137千円)については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 193,302千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている会社分類に応じて、翌連結会計年度の事業計画を基礎として見積もった一時差異等加減算前課税所得の見積額、翌連結会計年度の一時差異等のスケジュールリングの結果等に基づき、回収可能と判断した繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、主として取締役会の承認を得た事業計画に基づいて過去の達成状況等を考慮し所定の調整を行い見積もっております。

当該見積りの主要な仮定は、サービス種類別の売上高の成長見込みです。売上高の成長見込みについては、過去の実績も踏まえながら、noteの流通総額の成長率、note pro契約数の増加見込み等に基づき、見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の金額が見積りと異なった場合、当社グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 35,069千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次の通りです。

当座貸越契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	- //
差引額	1,200,000千円

(3) 担保資産

① 担保に供している資産

投資有価証券	748,980千円
計	748,980千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	70,000千円
長期借入金	612,500 //
計	682,500千円

#### (4) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金682,500千円には、主に以下の財務制限条項が付されており、その特約条項は次の通りとなっております。

- ① 各事業年度の中間期末日及び決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2024年11月末日の連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- ② 各事業年度の決算期末日における連結損益計算書の営業利益が、2期連続で損失を計上しないこと。
- ③ 各事業年度の四半期末日及び決算期末日における以下に定める基準値（連結貸借対照表の金額を基礎とする）が、5億円超を維持すること。  
基準値＝現預金＋売掛金＋未収入金－買掛金－預り金－有利子負債（リース債務含む）

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 16,748,700株 |
|------|-------------|

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等  
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 820,700株 |
|------|----------|

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は普通預金で保有し、資金調達については銀行借入や増資による方針です。また、資金調達の機動性及び安定性の確保を目的として、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。なお、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は本社オフィス及びイベントスペースの利用契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、財務状況により価値が下落するリスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等及び預り金は、それぞれ1年以内の支払期日です。長期借入金は、運転資金に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。また、主に変動金利による資金調達を行っており、これらは金利の変動リスクに晒されております。変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

社内規程に従い、営業債権について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、定期的に主要な顧客にかかる情報収集を行って、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、リスクの軽減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に把握・資金繰り計画を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金 (※2)	77,324	75,812	△1,511
投資有価証券 (※3)	748,980	748,980	—
資産計	826,304	824,792	△1,511
長期借入金 (※4)	682,500	682,500	—
負債計	682,500	682,500	—

- (※1) 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 連結貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高です。
- (※3) 市場価格のない株式等は、上表の「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	20,000

- (※4) 1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,045,873	—	—	—
売掛金	268,210	—	—	—
未収入金	1,632,431	—	—	—
敷金及び保証金	29,478	47,846	—	—
合計	4,975,993	47,846	—	—

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	70,000	70,000	70,000	70,000	402,500	—
合計	70,000	70,000	70,000	70,000	402,500	—

- (※) 1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	748,980	—	—	748,980
資産計	748,980	—	—	748,980

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	75,812	—	75,812
資産計	—	75,812	—	75,812
長期借入金	—	682,500	—	682,500
負債計	—	682,500	—	682,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した利用契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、時価をレベル2に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金は、変動金利のため短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。当該借入金はレベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	メディアプラットフォーム事業	IP・コンテンツ事業	計		
note	3,304,309	－	3,304,309	－	3,304,309
note pro	659,604	－	659,604	－	659,604
法人向けサービス	88,675	－	88,675	－	88,675
その他	27,048	61,642	88,690	－	88,690
顧客との契約から生じる収益 (合計)	4,079,637	61,642	4,141,280	－	4,141,280
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	4,079,637	61,642	4,141,280	－	4,141,280
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	7,500	7,500	△7,500	－
計	4,079,637	69,142	4,148,780	△7,500	4,141,280

(注) 「調整額」は、セグメント間取引消去によるものです。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	195,711
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	268,210
契約負債(期首残高)	145,199
契約負債(期末残高)	193,641

(注) 契約負債は、主にnote proサービスを利用する顧客からの前受金に関連するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は130,245千円です。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りです。

なお、当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	11,215
1年超2年以内	3,738
合計	14,953

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	168円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	26円83銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2025年11月5日開催の取締役会において、2025年12月1日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を行うことを決議しておりましたが、その払込が完了しております。

第三者割当増資の概要は次の通りです。

(1) 募集の方法	第三者割当
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 1,429,500株
(3) 発行価額	1株につき金1,399円
(4) 資本組入額	1株につき金699.5円
(5) 発行価額の総額	1,999,870,500円
(6) 資本組入額の総額	999,935,250円
(7) 割当先	NAVER Corporation 1,429,500株
(8) 払込期日	2025年12月1日
(9) 資金の用途	①IP及びコンテンツに関する開発及びグローバル展開のための成長投資並びにクリエイター育成費用 ②既存事業含むプラットフォーム開発関連への投資 ③生成AIに関する調査研究、開発等費用 ④将来的なM&A及び資本業務提携

## (資本金の額の減少)

当社は2026年1月22日の取締役会において、2026年2月28日開催の第14期定時株主総会に、資本金の額の減少について付議することを決議しました。

### 1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の減少を行うものです。

### 2. 資本金の額の減少の内容

2026年1月22日時点の資本金の額1,118,924,500円のうち1,108,924,500円を減少し、10,000,000円とします。なお、資本金の額の減少の効力を生ずる日までに、当社が発行している新株予約権が行使された場合及び新株式が発行された場合には、当該新株予約権の行使に伴い株式が発行されること、及び新株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分をあわせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金として処理します。

### 3. 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

### 4. 資本金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日	2026年1月22日
(2) 株主総会決議日	2026年2月28日
(3) 債権者異議申述公告日	2026年3月3日 (予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2026年4月3日 (予定)
(5) 効力発生日	2026年4月10日 (予定)

## (第17回新株予約権 (有償ストックオプション) の発行)

当社は2025年12月17日の取締役会において、有償ストック・オプション (新株予約権) を発行することについて決議しました。

### 1. 本新株予約権発行の目的

当社の業績拡大及び中長期的な企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲、士気及び責任感をより一層向上させること、並びに既存株主の皆様との意識共有及び株主利益との一体化を図ることを目的として発行するものです。

### 2. 本新株予約権の概要

#### 第17回新株予約権

新株予約権の割当日	2026年1月5日
新株予約権の数	1,060個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 106,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額(円)	4,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,468円 (注) 2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額	会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額
新株予約権の割当対象者	監査等委員でない取締役：2名 (600個) 監査等委員である取締役：3名 (60個) 従業員 (執行役員)：1名 (400個)
新株予約権の行使期間	2026年1月5日から 2036年1月4日まで

(注) 1. 本新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という) は、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員若しくは社外協力者の地位にあることを要する。
  - ②本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - ③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
  - ④その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額 (以下、「行使価額」という。) に、付与株式数を乗じた金額とする。  
行使価額は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年12月16日

の終値である1,468円（以下、「当初行使価額」）とする。

ただし、本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の105%に修正される（1円未満の端数を切り上げる。以下、「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。

上記に関わらず、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書）に記載された売上高が、下記(a)から(d)に掲げる条件のいずれかを満たした場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記による修正は行わないものとする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該条件を達成することとなる事業年度に係る有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

(a)2027年11月期までの各事業年度における売上高が60億円を超過した場合

(b)2028年11月期における売上高が72億円を超過した場合

(c)2029年11月期における売上高が86億円を超過した場合

(d)2030年11月期における売上高が100億円を超過した場合

## (第18回新株予約権 (ストックオプション) の発行)

当社は2025年12月17日の取締役会において、ストック・オプション (新株予約権) を発行することについて決議しました。

### 1. 本新株予約権発行の目的

当社従業員の株価上昇及び中長期的な業績向上に対する意識を一層高め、株主価値の増大を図ることを目的として、当社の従業員に対して新株予約権を発行するものです。

### 2. 本新株予約権の概要

#### 第18回新株予約権

新株予約権の割当日	2026年1月5日
新株予約権の数	870個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 87,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額(円)	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,480円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額	会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額
新株予約権の割当対象者	当社従業員 (執行役員を含む) 9名
新株予約権の行使期間	2027年12月18日から 2035年12月17日まで

(注) 本新株予約権の主な行使条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という) は、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役又は従業員若しくは社外協力者の地位にあることを要する。
- ②本新株予約権の行使は新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- ③当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
- ④その他の条件については、当社と締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。

# 貸借対照表

2025年11月30日現在

(単位：千円)

科目	金額		科目	金額	
	第14期 (2025年11月30日現在)	(ご参考) 第13期 (2024年11月30日現在)		第14期 (2025年11月30日現在)	(ご参考) 第13期 (2024年11月30日現在)
資産の部			負債の部		
<b>流動資産</b>	<b>5,037,570</b>	<b>3,590,542</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,645,857</b>	<b>2,037,148</b>
現金及び預金	2,985,057	2,080,783	買掛金	2,950	305
売掛金	266,318	188,441	1年内返済予定の長期借入金	70,000	80,000
仕掛品	575	612	未払金	114,428	111,708
前払費用	130,722	94,444	未払費用	46,229	38,243
未収入金	1,635,994	1,212,103	未払法人税等	2,290	2,290
その他	18,902	14,156	契約負債	192,917	145,199
<b>固定資産</b>	<b>1,093,646</b>	<b>177,615</b>	預り金	2,084,792	1,575,376
<b>有形固定資産</b>	<b>3,468</b>	<b>10,311</b>	その他	132,247	84,024
建物	555	925	<b>固定負債</b>	<b>612,500</b>	—
工具、器具及び備品	2,913	9,386	長期借入金	612,500	—
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,090,178</b>	<b>167,304</b>	負債合計	3,258,357	2,037,148
関係会社株式	48,066	80,000	純資産の部		
繰延税金資産	193,302	26,489	<b>株主資本</b>	<b>2,789,019</b>	<b>1,711,488</b>
投資有価証券	768,980	—	資本金	84,874	30,964
敷金及び保証金	79,830	60,814	資本剰余金	2,278,207	1,987,652
資産合計	6,131,217	3,768,157	資本準備金	1,861,265	1,535,504
			その他資本剰余金	416,941	452,148
			<b>利益剰余金</b>	<b>426,008</b>	<b>△307,058</b>
			その他利益剰余金	426,008	△307,058
			繰越利益剰余金	426,008	△307,058
			<b>自己株式</b>	<b>△69</b>	<b>△69</b>
			評価・換算差額等	26,836	—
			その他有価証券評価差額金	26,836	—
			<b>新株予約権</b>	<b>57,002</b>	<b>19,520</b>
			純資産合計	2,872,859	1,731,009
			負債及び純資産合計	6,131,217	3,768,157

## 損益計算書

自 2024年12月 1 日  
至 2025年11月30日

(単位：千円)

科目	金額	
	第14期	(ご参考) 第13期
<b>売上高</b>	4,079,637	3,295,106
<b>売上原価</b>	224,615	193,431
<b>売上総利益</b>	3,855,022	3,101,675
<b>販売費及び一般管理費</b>	3,590,945	3,047,537
<b>営業利益</b>	264,076	54,138
<b>営業外収益</b>	27,876	40,033
受取利息	2,672	164
違約金収入	12,810	30,417
経営指導料	8,640	4,971
その他	3,753	4,479
<b>営業外費用</b>	12,892	11,557
支払利息	7,280	685
為替差損	2,225	10,734
株式交付費	3,385	137
<b>経常利益</b>	279,061	82,613
<b>特別利益</b>	284	971
固定資産売却益	284	971
<b>特別損失</b>	31,934	-
固定資産除却損	0	-
関係会社株式評価損	31,933	-
<b>税引前当期純利益</b>	247,411	83,585
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
法人税等調整額	△180,886	△26,489
<b>当期純利益</b>	426,008	107,785

## 株主資本等変動計算書

自 2024年12月1日  
至 2025年11月30日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	30,964	1,535,504	452,148	1,987,652	△307,058	△307,058
当期変動額						
新株の発行	249,986	249,986		249,986		
新株の発行(新株予約権の行使)	75,774	75,774		75,774		
減資	△271,851		271,851	271,851		
欠損填補			△307,058	△307,058	307,058	307,058
当期純利益					426,008	426,008
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	53,909	325,761	△35,206	290,554	733,066	733,066
当期末残高	84,874	1,861,265	416,941	2,278,207	426,008	426,008

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△69	1,711,488	—	—	19,520	1,731,009
当期変動額						
新株の発行		499,973				499,973
新株の発行(新株予約権の行使)		151,549				151,549
減資		—				—
欠損填補		—				—
当期純利益		426,008				426,008
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			26,836	26,836	37,482	64,319
当期変動額合計	—	1,077,530	26,836	26,836	37,482	1,141,850
当期末残高	△69	2,789,019	26,836	26,836	57,002	2,872,859

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式            個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等    時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）により  
以外のもの                    評価しております。

市場価格のない株式等    移動平均法による原価法により評価しております。

##### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品                    個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産    定率法を採用しております。  
但し、建物については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下の通りです。  
工具、器具及び備品    4年

#### (3) 繰延資産の処理方法

株式交付費            支出時に全額費用処理しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りです。

### ①note

noteの当社の主な履行義務は、クリエイターに対し、「note」を通じてサービス利用者へデジタルコンテンツを販売できるプラットフォームサービスを提供することです。クリエイターが「note」に投稿した有料コンテンツをサービス利用者が購読・利用した場合、当該コンテンツ代金から一定の料率に基づくサービス利用料を収受しております。

メンバーシップや定期購読マガジン等のサブスクリプション型のサービスにおいては、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。それ以外の有料コンテンツについては、コンテンツが購入されたときに履行義務が充足されるため、当該タイミングで収益を認識しております。

### ②note pro

note proの当社の主な履行義務は、契約期間を通じて法人向け情報発信メディアSaaSの「note pro」サービスを提供することです。サブスクリプション型のサービスであり、契約期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

### ③法人向けサービス

法人向けサービスでは、主にコンテストとイベント運営を行っております。

コンテストの当社の主な履行義務は顧客から依頼を受け、「note」上におけるコンテストを企画・開催することです。コンテストは、コンテストが終了し契約に定められた業務が完了した時点で履行義務が充足されるため、顧客への実施結果報告などが完了した時点で収益を認識しております。

イベントの当社の主な履行義務は顧客へのイベントスペースの提供や、顧客から依頼を受けクリエイターとの共催イベントを企画・開催することです。イベントは、イベント実施をもって履行義務が充足されるため、実施完了をもって収益を認識しております。

なお、いずれの取引も対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### 損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めておりました「株式交付費」（前事業年度137千円）については、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 193,302千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 35,069千円

(2) 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。  
この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次の通りです。

当座貸越契約の総額	1,200,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,200,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次の通りです。

金銭債権	3,562千円
金銭債務	3,850千円

#### (4) 担保資産

##### ① 担保に供している資産

投資有価証券	748,980千円
計	748,980千円

##### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	70,000千円
長期借入金	612,500 //
計	682,500千円

#### (5) 財務制限条項

当事業年度末の借入金682,500千円には、主に以下の財務制限条項が付されており、その特約条項は次の通りとなっております。

- ① 各事業年度の間接期末日及び決算期末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2024年11月末日の連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- ② 各事業年度の決算期末日における連結損益計算書の営業利益が、2期連続で損失を計上しないこと。
- ③ 各事業年度の四半期末日及び決算期末日における以下に定める基準値（連結貸借対照表の金額を基礎とする）が、5億円超を維持すること。  
基準値＝現預金＋売掛金＋未収入金－買掛金－預り金－有利子負債（リース債務含む）

#### 5. 損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

販売費及び一般管理費	80,554千円
営業取引以外の取引による取引高	8,640千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 123株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

減価償却超過額	189,682	千円
税務上の繰越欠損金	601,718	//
繰越税額控除	45,927	//
関係会社株式評価損	10,985	//
その他	18,069	//
繰延税金資産小計	866,382	//
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△461,206	//
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△197,800	//
評価性引当額小計	△659,006	//
繰延税金資産合計	207,375	//

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△14,073	千円
繰延税金負債合計	△14,073	//
繰延税金資産純額	193,302	千円

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	鹿島 幸裕	—	当社取締役	被所有直接0.35	—	新株予約権の権利行使（注）	18,425	—	—

（注）当事業年度におけるストック・オプションの権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| （1） 1株当たり純資産額  | 168円13銭 |
| （2） 1株当たり当期純利益 | 25円94銭  |

### 11. 重要な後発事象に関する注記

（第三者割当増資による新株式の発行）

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（資本金の額の減少）

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（第17回新株予約権（有償ストックオプション）の発行）

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（第18回新株予約権（ストックオプション）の発行）

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年1月22日

note株式会社  
取締役会御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 計士  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、note株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、note株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年1月22日

note株式会社  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 大輔  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田中 計士  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、note株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月22日

note株式会社 監査等委員会

常勤社外監査等委員 田邊美智子 印

社外監査等委員 水野 祐 印

社外監査等委員 竹川美奈子 印

(注) 常勤監査等委員田邊美智子、監査等委員水野祐及び竹川美奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上